

# 質 疑 応 答 書

調達サービス名 (件名)

仙台市水道局水質検査センター及び水道記念館電力需給

※回答は、本質問書の提出期限後 10 日以内に、本局HP, 掲示で行います。

質 問 事 項		回	答
		整理番号	2 1 4 0 0 3
1	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。		変更を伴う工事予定はありません。
2	各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいでしょうか。		電力需給契約書(案)第10条のとおりです。
3	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。		電力需給契約書(案)第11条のとおりです。
4	現在の供給者を教えてください。		対象2施設とも東北電力株式会社様です。
5	請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。		請求書に契約者と同じ代表者(又は受注者)の押印が必要ですので、対応できません。
6	<p>第2条 (権利義務の譲渡等の禁止) 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。</p> <p>受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>ただし、あらかじめの後に→『発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』</p> <p>契約書の追記が難しいようでしたら添付の資料を参考に再考願えませんでしょうか。 もし、無理な場合添付の承諾書のご提出をお願いできませんでしょうか。</p>		<p>電力需給契約書(案)第2条のとおりです。 条文の変更・追加は認めません。</p> <p>また、承諾書の提出は出来ません。</p>
7	<p>第5条 (使用電力量と計量) 計量日の記載がございましたので『計量日は毎月1日午前0時とする。』と記載していただけないでしょうか。 また修正依頼ではございませんが記載では「発注者に通知しなければならない。」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行とな</p>		<p>電力需給契約書(案)第5条と同義のため、変更は不要です。</p> <p>発注者への通知に関する事務の流れ、計量結果の別途報告不可及び検査合格後の請求書再発行不可については、了承します。</p>

	<p>り、その請求書にご利用の内訳が記載されております。</p> <p>文面： 計量⇒検査⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付</p> <p>特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。</p> <p>また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、同時にこの流れについては予めご了承いただけますでしょうか。</p>	(前頁に回答記載)
8	<p>第 10 条 (燃料費調整)</p> <p>以下の文言を追記していただけないでしょうか。</p> <p>『なお燃料費調整額の算出式は、一般電気事業者と同一とする。』</p>	条文の追記はできません。
9	<p>第 13 条 (発注者の解除権)</p> <p>発注者の責に帰すべき事由について記載がございませんので、</p> <p>下記 13 条の 3 を追加の上、下記文言を参考に追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は当該日から契約期間満了の日までに係る</p> <p>予定使用電力量に契約金額(電力量単価)を乗じて得た額と契約電力に契約金額(基本料金単価)を乗じて</p> <p>得た額の合計額の 100 分の 10 に相当する金額を受注者に支払わなければならない。』</p>	電力需給契約書(案)第16条のとおりです。
10	<p>第 14 条の条項名が記載されておりませんでした。</p> <p>こちら条項名がある場合は記載をお願いいたします。</p>	『(発注者の任意解除権)』として記載のとおりです。


注1 この質疑応答書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。会社名を記入する必要はありません。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。